(2)　追加給付金の額

追加給付金の額は、㈠(2)イからハまでに掲げる特定石綿被害建設業務労働者等の区分に応じ、㈠(2)イからハまでに定める額（㈠(3)イ又はロの適用がある場合にあっては、これらによる額）から、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める額を控除した額とすることとした。（第一〇条関係）

イ　初めて追加給付金の支給を受ける場合　㈠(1)により支給された給付金の額

ロ　既に追加給付金の支給を受けたことがある場合　㈠(1)により支給された給付金の額及び㈠(1)により支給された追加給付金の額の合計額

㈣　追加給付金の支給の手続

(1)　厚生労働大臣は、追加給付金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、追加給付金を支給することとした。（第一一条第一項関係）

(2)　㈡(1)ロ及び㈡(2)から(4)までの規定は、(1)の認定について準用することとした。（第一一条第二項関係）

㈤　給付金等に係る損害賠償との調整等

給付金等に係る損害賠償との調整、不正利得の徴収等の規定を設けることとした。（第一二条～第一五条関係）

4　特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会

㈠　厚生労働省に、審査会を置くこととした。（第一六条第一項関係）

㈡　その他審査会に関し必要な事項は、政令で定めることとした。（第一六条第三項関係）

5　雑則

㈠　事務の委託

(1)　厚生労働大臣は、給付金等の支払に関する事務を独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）に委託することができることとした。（第一八条関係）

(2)　(1)により業務の委託を受けた機構は、給付金等の支払業務（以下「給付金等支払業務」という。）に要する費用（給付金等支払業務の執行に要する費用を含む。㈢において同じ。）に充てるため、特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金を設けることとした。（第一九条第一項関係）

(3)　政府は、予算の範囲内において、機構に対し、給付金等支払業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとすることとした。（第二〇条第一項関係）

(4)　政府は、(3)により機構に対して交付する資金については、必要な財政上の措置を講じて、確保するものとすることとした。（第二〇条第二項関係）

㈡　厚生労働省令への委任

給付金等の支給手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定めることとした。（第二二条関係）

6　施行期日等

㈠　検討

国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとした。（附則第二条関係）

㈡　厚生労働省設置法等の一部改正関係

(1)　厚生労働省設置法の一部改正関係

審査会に関することを追加することとした。（附則第五条関係）

(2)　独立行政法人労働者健康安全機構法の一部改正関係

機構の業務に、国の委託を受けて、給付金等の支払を行うことを追加することとした。（附則第六条関係）

㈢　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、4、5及び6㈡は、令和四年三月三一日までの間において政令で定める日から施行することとした。

◇強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結のための関係法律の整備に関する法律（法律第七五号）（厚生労働省）

1　強制労働の廃止に関する条約の締結のための措置

強制労働の廃止に関する条約（第百五号）が禁止する強制労働に該当するおそれがある次に掲げる法律の規定中の懲役刑について、これを禁錮刑に改めることとした。

㈠　政治的行為の禁止に違反する行為に係る罰則としての懲役刑

(1)　国家公務員法第一一〇条第一項第一九号（第三条関係）

(2)　自衛隊法第一一九条第一項第一号（第七条関係）

㈡　業務を行わないことに対する罰則その他の労働規律の手段としての懲役刑

(1)　船員法第一二八条第四号（第二条関係）

(2)　郵便法第七九条第一項（第四条関係）

(3)　郵便物運送委託法第一九条（第五条関係）

(4)　熱供給事業法第三四条第三項（第八条関係）

(5)　電気通信事業法第一七八条及び第一八〇条第二項（第九条関係）

(6)　電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第六五条（第一〇条関係）

㈢　争議行為のあおり等に係る罰則としての懲役刑

(1)　国家公務員法第一一〇条第一項第一七号（第三条関係）

(2)　地方公務員法第六一条第四号（第六条関係）

2　施行期日

この法律は、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。

◇内閣官房組織令の一部を改正する政令（政令第一六七号）（内閣官房）

1　内閣参事官の定数を九二人とすることとした。（第八条第三項関係）

2　この政令は令和三年七月一日から施行することとした。

◇産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一六八号）（経済産業省）

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七〇号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和三年六月一七日とすることとした。

◇産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一六九号）（経済産業省）

一　中小企業等経営強化法施行令の一部改正関係

1　先端設備等導入関連保証に係る保険料率について定めることとした。（第一〇条関係）

2　導入促進基本計画の同意等に係る経済産業大臣の権限委任について定めることとした。（第一七条関係）

二　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正関係

独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第一三条の五に規定する産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七〇号）による改正前の産業競争力強化法等に係る経過業務に係る納付金額の通知及び納付期限並びに納付金の帰属する会計に関する規定を定めることとした。（附則第一三条及び第一四条関係）

三　関係政令の整理等

その他関係政令の所要の規定の整理等を行うこととした。（第一条及び第四条～第七条関係）

四　附則

1　革新的データ産業活用計画に係る独立行政法人情報処理推進機構等による調査の結果の通知に関する経過措置について定めることとした。（附則第二項関係）

2　革新的事業活動評価委員会の委員の任期に関する経過措置について定めることとした。（附則第三項関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。